「滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」に基づく 自動車管理計画書および報告書 作成マニュアル

令和6年3月滋賀県

目 次

第1章 自動車管理計画書制度の概要	1
1. 制度改正の背景	1
1100	2
2. 計画書制度の体系	
3. 計画書制度の対象となる事業者	3
3. 1 義務対象となる事業者の該当要件(条例第 44 条第 1 項)	3
3. 2 義務対象事業者以外の事業者による任意提出(条例第46条第1項)	3
4. 計画書制度の手続きの流れ	4
5. 計画書等の提出	5
5. 1 計画書等の作成・提出の単位	5
5. 2 計画書等の記載内容・作成様式	5
5. 3 提出方法および提出先	6
5. 4 提出期限	7
6. 計画書等の公表	7
7. 計画書記載事項の変更	8
第2章 自動車管理計画書・報告書の作成	9
	9
2. 標準様式第3号(第1面)	1 1
3. 標準様式第3号(第2面)	1 3
4. 標準様式第3号(第3面)	1 6
5. 標準様式第3号(別紙)	1 7

<関連法令に係る記載について>

このマニュアルで使用する関連法令は、次のとおり略して記載している場合があります。

「省エネ法」: エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)

「温対法」: 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)

「条例」: 滋賀県CО₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例

(令和4年滋賀県条例第7号)

「規則」: 滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則

(令和4年滋賀県規則第10号)

「指針」: СО2ネットゼロ社会づくり指針(令和4年滋賀県告示第125号)

第1章 自動車管理計画書制度の概要

1. 制度改正の背景

滋賀県では、自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図り、生活環境を保全することを目的として、「滋賀県自動車の使用に伴う環境への負荷の低減に関する条例」を平成 10 年に制定し、自動車に関する取組を進めてきました。

その後、この条例は、平成 12 年に制定された「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例(大気負荷低減条例)」、平成 23 年に制定された「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に引き継がれ、その中で、「自動車管理計画書制度」は、事業のために 100 台以上の自動車を使用する事業者の皆さんに、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するための取組について定めた計画書と、その実施状況を県に提出いただき、県がその内容を公表する制度として定め、自動車からの温室効果ガス排出抑制に関する取組を進めてきたところです。

今般、2050 年CO2ネットゼロ社会づくりに向け、「滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」への全面改正にあたり、「次世代自動車等の保有台数」および「自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量」について新たに報告をお願いするとともに、「次世代自動車等の保有比率を高めるための取組」の計画的な実施について記載をいただく標準様式の変更を行いました。

また、併せて、これまで計画書と報告書は別様式になっていましたが、計画に対する 取組の進捗にかかる記載がより解りやすくなるよう、両様式を一つに統合しています。

2. 計画書制度の体系

本制度は、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」を根拠とし、その細則を定めた「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則」、事業活動における取組を進めるための参考となる事項を定めた「CO₂ネットゼロ社会づくり指針」などから構成されています。

※以下このマニュアルにおいて、「自動車管理計画書」は「計画書」、「自動車管理報告書」は「報告書」、「自動車管理計画書」と「自動車管理報告書」の両方を示す場合は「計画書等」と略して記載します。

「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」

(令和4年滋賀県条例第7号)

一定台数以上の自動車を使用する事業者に対し、計画書の提出などの義務を規定

「滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例施行規則」 (令和4年滋賀県規則第10号)

義務対象となる事業者の要件、計画書の提出時期など条例の実施 に関し必要な事項について規定

「CO₂ネットゼロ社会づくり指針」

(令和4年滋賀県告示第125号)

計画書作成のための基本的な考え方や記載内容などについて規 定

本マニュアル

計画書等の作成方法および各種提出様式の記載方法・記載例など

計画書等の作成・提出

3. 計画書制度の対象となる事業者

3.1 義務対象となる事業者の該当要件(条例第44条第1項、規則第16条)

本制度の対象となる事業者の該当要件は、滋賀県内に事業所を持ち、その県内の事業所において<u>「使用する自動車」</u>の合計台数が、当該年度の4月1日現在において、100台以上の事業者です。

なお、計画書の作成は、自動車による環境負荷の広域性を考慮し、「事業者を単位として」県内事業所分を一括して提出いただきます。

①事業所とは

工場、事務所、営業所など活動拠点(公共団体を含む)をいいます。

②「使用する」自動車の台数

事業者が使用する自動車の台数とは、次の(1)~(3)を合算したものをいいます。

- (1) 自らの名義で保有する自動車の台数
- (2) リース契約(1年以上の長期レンタル契約を含む。)により使用する自動車の台数
- (3)入出庫に関して、指揮権を持って、年間を通じて継続的に利用する貨物運送業者の自動車(傭車)の台数。

③自動車とは

原則として道路運送車両法の登録を受け滋賀県を使用の本拠の位置としている自動車とします。(他都道府県の登録でも、県内事業所で専ら使用するものを含みます。登録を受けずに場内のみを走行する車輌は含みません。)

なお、次の自動車は、除外します。(規則第16条第1項第1号~第6号)

区分	具体例
二輪の自動車	・オートバイ
大型および小型特殊自動車	・ブルドーザー
	・フォークリフト
被けん引車	・トレーラーの台数
緊急自動車	・消防自動車
(公共用応急作業用自動車を除く。)	・警察自動車
	・救急自動車 等
商品としての自動車	・販売用の商品自動車
	・テスト用自動車 等
不特定の者に貸与し短期間使用させる	・レンタカー
自動車	・代車
	・教習用の自動車 等

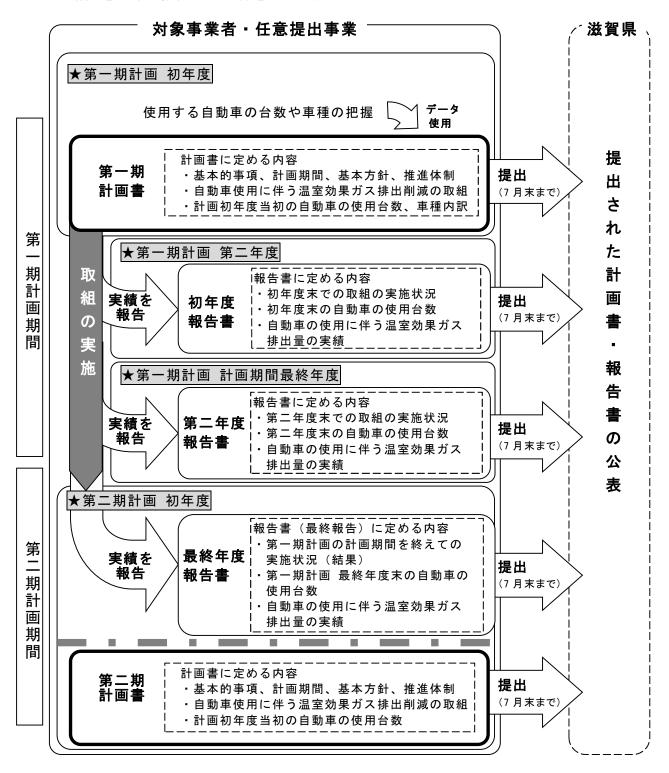
3.2 義務対象事業者以外の事業者による任意提出について(条例第46条第1項)

条例第 44 条第 1 項で定める事業者以外の事業者であっても、任意で計画書を提出することができます。なお、計画書を提出した事業者は、計画期間満了まで報告書の提出が必須になります。

4. 計画書制度の手続きの流れ

計画書等の提出に係るスケジュールは、次のとおりです。

計画期間を3年と設定し計画書を作成・提出していくケース



備考 ①計画期間途中で自動車使用台数が 100 台未満になった場合でも、計画期間が終了するまで 報告書を提出いただく必要があります。②任意提出者が計画期間中に対象事業者となった場 合、改めて計画書を出し直す必要はありません。

5. 計画書等の提出

5. 1 計画書等の作成・提出の単位

対象となった事業者は、県内に複数の事業所がある場合でも、事業者ごとに計画を策定し、提出することを原則とします。

※1 複数の事業所による計画策定(提出)の例外

事業部門別あるいは支社単位ごとに独立してそれぞれ事業所が使用する自動車の管理をしており、事業者として全体で一つの計画を作成することが困難な場合には、事業者は複数の事業所を計画の提出窓口として指定し、複数の計画を作成し提出することができます。

※2 県外事業所による計画策定(提出)の例外

県内の事業所で使用する自動車の管理を実施している事業所が県外である場合、 事業者は、その県内の事業所を計画の提出窓口として提出することもできます。

5. 2 計画書等の記載内容・作成様式

計画書等は以下に示す内容について記入してください。記入する様式については、 規則に定める様式以外は、標準様式として示しています。標準様式については、必ずし もこれにこだわる必要はなく、条例で定める項目の記載があれば、これまで事業者で作 成している様式など、他の様式で提出していただいても差し支えありません。

計画書に記入する内容・作成様式

基 本 的 事 項:事業者等の概要、計画期間・・・・・・(規則別記様式第4号)

基本的な方針、推進体制・・・・・(標準様式第3号(第1面))

取 組 内 容:自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の削減に関する取組

およびその目標・・・・・(標準様式第3号(第2面))

①自動車使用の合理化、②より温室効果ガスの少ない 自動車の導入(次世代自動車等の比率を増やすための取組)、

③従業員への教育、④その他

その他の事項:担当者連絡先

県内で使用する自動車の数およびその車種内訳、自動車の使用 に伴う温室効果ガス排出量・・・・・(標準様式第3号(別紙))

報告書に記入する内容・作成様式

基本的事項:事業者等の概要、報告対象年度・・・・(規則別記様式第4号)

|取組実施状況|:自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の削減に関する取組

の実施状況・・・・(標準様式第3号(第2面))

その他の事項:担当者連絡先、

県内で使用する自動車の数およびその車種内訳、自動車の使用 に伴う温室効果ガス排出量・・・・(標準様式第3号(別紙))

5. 3 提出方法および提出先

計画書等の提出は、事業者の本社所在地を所管する県の窓口へ、<u>電子メールにて提</u> 出してください。(本社所在地が県外の場合は、滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推 進課へ提出してください。)

規則別記様式および標準様式は、エクセルファイルになっています。集計の都合上、記入後もPDFファイルなどに加工せずに、エクセルデータのままでの提出をお願いします。(電子記録媒体を持参や郵送いただくことは、情報セキュリティの観点からお断りしています。)

表 提出先および問い合わせ先

事業者の本社所在地	提出先	住所 および メールアドレス	上段:電話番号 下段:FAX番号		
大津市、県外(県外の 本社等で一括作成・提	滋賀県 総合企画部 C O 2 ネ	〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1	077-528-3090		
出する場合)		cg00@pref.shiga.lg.jp	077-528-4844		
草津市、守山市、栗東	滋賀県	〒525-8525 草津市草津三丁目 14-75	077-567-5444		
市、野洲市	南部 環境事務所	de40@pref.shiga.lg.jp	077-564-1733		
甲賀市、湖南市	滋賀県	〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6134		
中負巾、 柳用巾	甲賀 環境事務所	de41@pref.shiga.lg.jp	0748-63-6135		
近江八幡市、東近江	滋賀県	〒527-8511 東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7758		
市、日野町、竜王町 東近江 環境事務所		de42@pref.shiga.lg.jp	0748-22-0411		
彦根市、愛荘町、豊郷	滋賀県	〒522-0071 彦根市元町 4-1	0749-27-2255		
町、甲良町、多賀町	湖東 環境事務所	de43@pref.shiga.lg.jp	0749-27-1688		
医泥井 火西井	滋賀県	〒526-0033 長浜市平方町 1152-2	0749-65-6650		
長浜市、米原市	湖北 環境事務所	de44@pref.shiga.lg.jp	0749-63-4040		
· 京自士	滋賀県	〒520-1621 高島市今津町今津 1758	0740-22-6066		
高島市	高島 環境事務所	de45@pref.shiga.lg.jp	0740-22-6105		

5. 4 提出期限

提出の締切りは、計画書は計画期間の初年度の7月末日、報告書は計画期間の2年目から計画期間終了後の最初の年度までのそれぞれ毎年7月末日です。



備考 計画書を提出した事業者は、翌年度以降、対象要件を下回った場合でも期間中は報告書を提出していただく必要があります。

6. 計画書等の公表

事業者から提出された計画書等については、県のホームページを通じ公表します(条例第44条第3項において準用する条例第25条第6項および規則第20条)。なお、公表対象となる書類は下表を参照してください。

公表対象となる書類への記載事項は、公表を前提として記入してください。

公表対象となる提出書類一覧

提出書類	計画書・報告書
	規則 別記様式第4号 事業者に関する事項(事業者の氏名および住所、県内事業所 数、自動車使用台数、自動車の使用に伴う温室効果ガス排出 量)、計画期間
公表対象	標準様式第3号(第1面) 取組の基本的な方針、推進体制
	標準様式第3号(第2面) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出削減に関する取組
	標準様式第3号(第3面) 担当者連絡先
非公表	標準様式第3号(別紙) 県内で使用する自動車の数およびその車種内訳、 自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量

7. 計画書記載事項の変更

提出された計画書の記載事項に変更があった場合、変更を行う内容に応じた所定の様式を提出してください。

7. 1 計画書の内容の変更

計画期間を変更した場合または計画書に記載した基本方針の実質的な変更を伴う内容の変更があった場合は、条例第44条第3項において読み替えて準用する条例第25条第4項の規定により**、変更後の内容を反映した「自動車管理計画書(変更計画書)」(規則別記様式第4号、標準様式第3号(第1面~第3面、別紙))を提出してください。

※任意提出事業者については、条例第 46 条第 2 項において読み替えて準用する条例第 44 条第 3 項において読み替えて準用する条例第 25 条第 4 項の規定により提出することになります。

7. 2 計画書に記載された氏名等に係る変更

計画書に記載した事業者の氏名(法人にあっては名称または代表者の氏名)、住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)に変更があった場合は、条例第44条第3項において準用する条例第25条第5項の規定により**、変更があった項目および内容を「自動車管理計画に係る氏名等変更届出書」(規則別記様式第5号)に記入し届け出てください。

※任意提出事業者については、条例第 46 条第 2 項において読み替えて準用する条例第 44 条第 3 項において準用する条例第 25 条第 5 項の規定により届け出ることになります。

第2章 自動車管理計画書・報告書の作成

計画書等は、規則別記様式第4号および標準様式第3号(第1面~第3面、別紙)に 必要な事項を記入し、必要な書類とともに県に提出してください。

記入例および記入に当たっての注意事項を以下に示します。

1. 規則 別記様式第4号



表題

01 自動車管理計画書(変更計画書)・報告書のうち、提出する届け出に該当する項目 を選択してください。

提出者の住所、氏名

02 事業者が法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名を記入してください。また、本社から委任を受けて作成を行う場合は、県内事業所を代表する支店、支社などの名称であっても差し支えありません。なお、代表者印等の押印は不要です。

本自動車管理計画は、1社(1事業者)1計画が原則ですが、貴社の車両管理の 実態等にあわせて事業所ごとに分割し、複数作成いただいても結構です。なお、こ の場合には、事業者名に部門等も併せて記入してください。

提出の根拠

03 かっこ内について、該当しない条項等の項目は、二重線等で削除してください。

<u>【計画書】</u>

義務対象者・新規策定 = 「条例第44条第3項において準用する同条例第25条第3項」

義務対象者・変更 = 「条例第 44 条第 3 項において読み替えて準用する同条例第 25 条

第4項।

任意提出者·新規策定 =「条例第 46 条第 1 項」

任意提出者・変更 = 「条例第 46 条第 2 項において読み替えて準用する同条例第 44 条

第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項」

【報告書】

義務対象者 =「条例第45条第1項」

任意提出者 = 「条例第46条第2項において準用する同条例第45条第1項」

1 事業者に関する事項

04 [事業者の氏名・住所]

法人の場合は、事業者の名称、代表者の氏名および本社等の所在地を記入してください。

[県内事業所数・自動車使用台数・自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量]標準様式第3号(別紙)で計算した「事業所数」、「使用台数」、「排出量」が転記されます。

計画書作成時:計画期間当初(4月1日時点)の「事業所数」および「使用台数」 を記入してください(「排出量」は記入不要です)。

報告書作成時:報告前年度末(3月31日時点)の「事業所数」、「使用台数」および「排出量」を記入してください。

2 計画期間(および報告対象年度)

06 [計画期間] [報告対象年度]

計画期間は「基本的な方針」、「取組目標」等を勘案して、例えば3年から5年程度とするなど、適切な期間(年度単位)を設定してください。

報告対象年度は、報告書の作成時に、報告の対象となる年度を記入してください(計画書提出時は記入不要です)。 ※「年度」:4月1日から翌年3月31日まで

3. 標準様式第3号(第1面)

計画策定時に作成し、報告書の提出時にも添付します

公表対象

(推進体制に別紙がある 場合、その別紙は非公表)

記入例

標準様式第3号

(第1面)

1 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針

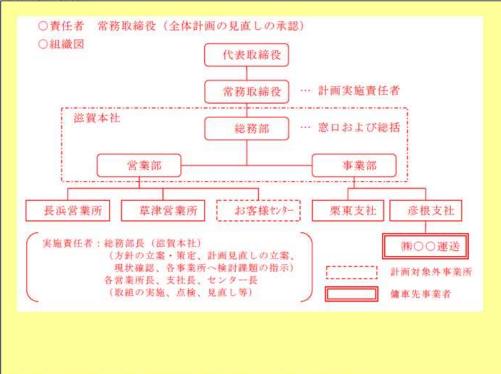
07

当社は、自動車の運行に当たって環境配慮行動を講じることが、CO2ネットゼロ社会づくりの推進に繋がるとの認識の下、運輸サービス業として以下の取組を進めます。

- 1 輸送の効率化、共同配送の検討、受け取り先企業(住民)への啓発を通じて、輸送の合理化を進めます。
- 2 自動車保有台数の低減、次世代自動車等への転換を進め、自動車からの温室効果ガス排出量の削減に取り組みます。
- 3 従業員研修を推進し、エコドライブ(急発進急加速の抑制、アイドリングストップ)に取り組みます。

2 取組の推進体制

08



備考 組織図を記載し、役割分担および責任者の役職を記入してください。

※記入する内容に応じ、枠の大きさ等を使いやすいように調整いただいても構いません。

1 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針

07 自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減について、事業者としての基本的な考え方を示しいただくもので、事業者の組織、規模、業種など事業者の事業活動の特性を考慮し、その活動に伴う環境負荷の低減を継続的な目標とする事業者の行動規範というべきものです。

基本方針の具体的な内容としては、例えば次のようなものが考えられます。

- (1) 自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減に係る重要性の認識について
- (2) 自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減の継続的な実施について
- (3) 環境に係る法規制や業界基準等の遵守について
- (4) 全社的に、重点的に取り組む項目(達成手段等)について なお、決定した方針はすべて従業員に周知するように努め、取引先等にも極力 示すものとし、定期的に見直しを行うものとします。
 - ※環境マネジメントシステム等で既に事業者として設定している方針があれば、 その方針を記入していただいても構いません。また、その方針を示す既存の資料等があれば、当該項目の欄に「別添のとおり」と記入し、その資料等を別紙 として添付することも可能です。(この場合、別紙は非公開とします。)

2 取組の推進体制

08 自動車管理計画書に定める取組を、着実に実施していただくための体制について記載いただくものです。

自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を推進する責任者、 担当者およびそれらの状況を点検する体制等を図示してください。なお、この体制 図は公表対象となるため、個人名等の記入はしないでください。

- ※体制図がこの欄に記入できない等の場合や、既存の資料がある場合は、当該項目の欄に、概要を記載したうえで「別添のとおり」と記入し、別紙として任意の様式を添付することも可能です。(この場合、別紙は非公表とします。)
- ※環境マネジメントシステム等で既に事業者として設定している体制があれば、 その体制を記入していただいても構いません。

3. 標準様式第3号(第2面)

計画策定時に「09」~「12」を記入し、報告書作成時に「13」を記入します

公表対象 記入例 3 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の削減に関する取組の内容 13 09 12 10 目標達成確認指標 取組の内容 項目 実施結果 CO₂排出量 現状 目標 削減目標 R4年度は、輸送の合理 化により年間走行距離 自動車ごとの走行 1台当たりの年間総 距離、燃料消費量の をトラック1台当たり80 自動車使用の 0km削減。 2万km 1.5万km 25% 合理化 し、自動車利用の効 また、グループ会社と連携し、共同配送を10件 走行距離 率化の取組を推進 行いました。 R4年度の実績は、37 電気自動車、燃料電 台となっており、引き続 導入台数 35台 50台 池車の導入 き、目標の達成に向け より温室効果 て取組を進める。 ガス排出量が 少ない自動車 R4年度の実績は、25 の導入 ハイブリッド車、天 導入台数 20台 25台 10% 台であり、目標を達成し 然ガス車の導入 ました。 R4年度に更新は行わ 次世代自動車 2030年 ず保有率14%ですが、 老朽車両の更新お 等の比率を増 度の保有 14% 30% 今後、老朽車両の計画 よび台数の削減 やす取組 的な更新と台数の見直 しを進めます。 各従業員 研修の実施 年4回 の運転状 従業員に対す 況の分析 る自動車使用 研修の実施等により、車 従業員に対して年1 両の運行にかかる自動 に伴う温室効 回のエコドライブ研修を実施する。 25% 果ガス排出削 車の年間平均燃費は 減に関する教 18km/Lとなりました。 上記により 燃費の向 15km/L 20km/L 上を図る 従業員へ の徹底 平成24年度以降継続し 各営業所・支社の駐 実施 継続実施 て実施 車場において、従業 員、来客者向けにア イドリング・ストップ その他の取組 啓発の実 の呼びかけを実施 施(看板設 置、HPで 平成24年度以降継続し 実施 継続実施 て実施 のアナウン 49% 備考 現状や目標については、内容に応じ文章で表現しても構いません。 ※記入する内容に応じ、枠の大きさ等を使いやすいように調整いただいても構いません。

3 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組の内容

自動車の使用に伴い排出される温室効果ガスの削減に関する取組について、計画策定時には「事業活動に係る CO_2 ネットゼロ社会づくり指針」に定める項目ごとに、取組の内容および目標を記入してください。「ア」~「エ」は記入必須、「オ」は任意記入です。

また、報告書作成時には、計画時に設定した取組の実施結果を記入してください。なお、報告書作成時に計画書で設定した項目以外に新たに取り組んだ項目がある場合は、その内容がわかるように追加で記載してください。

09 [項目・取組の内容]

ア 自動車使用の合理化

輸送の効率化、輸送手段や方法の改善等に関する行動計画とその実績を記入いただきます。

【具体例】・共同輸配送 ・走行距離の削減 ・積載効率の向上

・モーダルシフトの推進 ・宅配の再配達防止の呼びかけ 等

イ より温室効果ガスの排出量が少ない自動車の導入

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド 自動車、天然ガス自動車、その他の低燃費車(省エネ法のトップランナー燃費基 準達成車)など、より温室効果ガスの排出量が少ない自動車の導入に関する計画 とその実績を記入いただきます。

ウ 次世代自動車等の保有比率を高める取組

イに関する取組のうち、次世代自動車等の導入またはその他の自動車の台数の 削減等により、保有台数に占める次世代自動車等の比率を高める取組について記 入いただきます。

【次世代自動車等とは】

電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)、ハイブリッド自動車(HV)等を指します。

エ 従業員に対する自動車使用に伴う温室効果ガス排出削減に関する教育 自動車の使用に伴う環境への配慮に係る従業員教育に関する計画とその実績 を記入いただきます。

【具体例】・アイドリングストップの実施 ・自動車点検整備の励行

- ・エコドライブ(急発進や急加速の抑制)の励行
- ・自動車環境対策の意義の周知 ・公共交通機関の利用促進 等
- オ その他の取組

その他自主的に取り組む行動計画とその取組実績があれば記入いただきます。

※ その他の具体的事例は、「CO2ネットゼロ社会づくり指針」、「貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」、「旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準」、「旅客輸送連携省エネルギー計画の作成のための指針」を参照してください。

10 [目標達成確認指標]

各事業者における自動車の使用状況等を踏まえ、次のような指標を適宜選択して 定めてください。

- ア 自動車使用の合理化
 - 走行距離
 - ・ 運行に伴う燃料消費量 (燃費)
 - 共同配送等の実績件数
- イ より温室効果ガス排出量が少ない自動車の導入
 - ・より温室効果ガス排出量が少ない自動車の(導入)数
 - ・より温室効果ガス排出量が少ない自動車の(導入)割合
- ウ 次世代自動車等の保有比率を高める取組
 - ・2030年度までの次世代自動車等の(導入)数
 - ・2030年度における次世代自動車等の(保有)割合(比率)
- エ 従業員に対する自動車使用に伴う温室効果ガス排出削減に関する教育
 - 教育、研修への参加従業員数(比率)
 - ・教育、研修の開催回数 (延べ時間数)
 - ・運行に伴う燃料消費量 (燃費)
- オ その他
 - ・その他の取組についても、可能な範囲で指標を設定してください。

11 [現状・目標]

10 で設定した[目標達成確認指標]について、計画立案時点での現状と目指す目標を記入してください。[現状][目標]とも数値での記載が困難な場合、文章でも結構です。

原則、計画書の作成時に記載いただきますが、計画期間中に[目標]が変わった場合などについては、赤字で修正する等、修正箇所が解るように記入してください。

12 [CO₂排出量削減目標(%)] (任意)

「滋賀県次世代自動車普及促進事業補助金」への申請を目的として計画書を作成 される方は記入必須。(義務提出者の方は省略可)

11 で設定した [現状] [目標] の数値を参考に、CO2排出量削減目標(%)を記入してください。

13 [実施結果]

報告書作成時に、11 で設定した取組の[目標]に対する実施状況(実績)を記入してください。

3. 標準様式第3号(第3面)

計画策定時と報告書作成時に記入



4 担当者連絡先

14 提出する計画書・報告書の内容についての問合せに関する連絡先を記入してください。

4. 標準様式第3号(別紙)

計画策定時:「1事業所数」「2自動車の数」は提出年度当初(4月1日)時点の

実績を記入、「3 排出量」は記入不要

報告書作成時:提出年度前年度末 (3月31日) 時点の実績を記入

別紙)	および報告の対象と	なる県内事	業所の数		7	、力が必要	な箇所			
県	!内における事業所 <i>の</i>)数	5 事業所 19							
- 県内	で使用する自動車の	数およびそ	-の車種内記							
- 2013	· [人] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1] [1		·		使	用台数(台)				2(
	車種		貨物 自動車 (軽を除く) 入力が	バス 必要な箇所	乗用自動 (軽を除		車 その他	也合計	備考	
ガソリン	/車		40					40		
ディーセ	ジル車		86	2				88		
ハイブリッド車(HV)					50			50		
電気自動車(EV、PHV、PHEV)		EV)				4		4		
燃料電池自動車(FCV)						1		1		
その他(天然ガス車等)					6			6		
合計			126	2	56	5		189		
3 白動	車の使用に伴う温室	·効果ガス‡								
3 自動車の使用に伴う温室効果力 燃料等の種類			の使用量	発熱量		酸化炭素排出係数排出係数		二酸化炭素排		21
	195.11		1	2		0.0187	3	①×②×(3	
自動車用燃料	ガソリン (レギュラー・ハイオク)	108.8	kL	33.4	GJ/kL	×44/12	t-CO ₂ /GJ	249.2	t-CO ₂	
	軽油	458.5	kL	38.0	GJ/kL	0.0188 ×44/12	t-CO ₂ /GJ	1201.0	t-CO ₂	
	天然ガス(CNG)	0	千㎡	38.4	GJ/千㎡	0.0139 ×44/12	t-CO ₂ /GJ	0.0	t-CO ₂	
	液化石油ガス (LPG)	56.0	t	50.1	GJ/t	0.0163 ×44/12	t-CO ₂ /GJ	167.7	t-CO ₂	
	入力が必要 (報告書のみ		合	計				1617.9	t-CO ₂	

1 計画および報告の対象となる県内事業所の数(計画書・報告書作成時に記入)

19 [対象となる県内事業所の数]

計画および報告の対象となる県内事業所の数として計上するのは、車両の保有および使用の有無に関わらず、原則として県内の全ての事業所の数を記入してください。ただし、車両の保有および使用が無い事業所については、(第1面)の取組対象から除外することができます。

なお、ここで入力した事業所数が規則別記様式第4号に転記されます。

計画書では、提出初年度当初(4月1日)時点の実績、報告書では、提出前年度末(3月31日)時点の実績を記入してください。

2 県内で使用する自動車の数およびその車種内訳(計画書・報告書作成時に記入)

20 [使用する自動車の数およびその車種内訳]

県内で使用する全自動車について、自動車の種類ごとに台数を記入してください。 合計は自動計算されます。また、ここで入力した合計台数が、規則別記様式第4 号に転記されます。計画書では、提出初年度当初(4月1日)時点の実績、報告書 では、提出前年度末(3月31日)時点の実績を記入してください。

※自動車の種類(車種)の考え方

・ 貨物自動車 (軽を除く)

1ナンバー(普通貨物自動車)、4,6ナンバー(小型貨物自動車)

・バス 2ナンバー

・|乗用自動車| 3 ナンバー (普通自動車)、5,7 ナンバー (小型自動車)

・軽自動車 貨物、乗用を含む

・ その他 8 ナンバー (特殊用途自動車)

3 自動車の使用に伴う温室効果ガス排出量 (報告書作成時に記入)

21 [排出量]

20 で記入した全車両において、報告書作成前年度(4月1日から3月31日までに使用した化石燃料(ガソリン(レギュラー)、軽油、天然ガス(CNG)、液化石油ガス(LPG))の使用量(合計)を記入してください。

①に燃料使用量を記入すると、二酸化炭素排出量は自動計算され、合計値が規則別記様式第4号に転記されます。報告書では、提出前年度末(3月31日)時点の実績を記入してください。なお、計画書作成時には記入不要です。

また、20で記入した次世代自動車において使用した「電気」および「水素」については記入する必要はありません。

【単位の換算】液化石油ガス(LPG)はトン(t)で記入いただきます。

立方メートル(m³)からトン(t)への換算は以下の計算により行います。

・ブタンとプロパンの混合の場合

年間使用量(m³)/458(換算係数)=年間使用量(t)

※換算係数=省エネ法に基づくエネルギー使用量の換算係数より

「滋賀県 C O 2 ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」に基づく 自動車管理計画書および報告書作成マニュアル

令和6年3月

発行者:滋賀県総合企画部 С О 2 ネットゼロ推進課